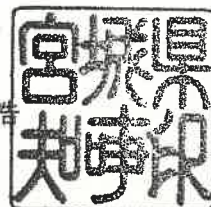




環 対 第 1 8 0 号
令 和 2 年 7 月 1 0 日

経 済 産 業 大 臣 梶 山 弘 志 殿
(電 力 安 全 課 扱 い)

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩



(仮 称) 宮 城 山 形 北 部 風 力 発 電 事 業 環 境 影 響 評 価 方 法 書 に 対 す る 意 見 に
つ い て (通 知)

令 和 2 年 1 月 2 0 日 付 け で 株 式 会 社 グ リ ー ン パ ワ ー イ ン ベ ス ト メ ン ト 代 表 取 締 役 社
長 から 送 付 の あ り ま し た 標 記 の 環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て , 環 境 影 響 評 価 法 (平 成
9 年 法 律 第 8 1 号) 第 1 0 条 第 1 項 及 び 電 気 事 業 法 (昭 和 3 9 年 法 律 第 1 7 0 号) 第
4 6 条 の 7 第 1 項 に 基 づ き , 別 紙 の と お り 意 見 を 述 べ ま す 。

担 当 : 環 境 生 活 部 環 境 対 策 課
環 境 影 響 評 価 班 渡 邊
電 話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696

(仮称)宮城山形北部風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見

本事業は、大崎市、加美町、山形県尾花沢市及び最上町において、総出力 300,000kW 程度（定格出力 3,000kW～4,000kW 級、風力発電設備 70～90 基）の風力発電施設を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、本事業は、県内でも例のない大規模風力発電事業であり、対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、大部分が緑の回廊、保安林等に指定されている地域であるため、事業の実施に当たっては、事業区域の大幅な見直しを含めた特段の環境配慮が必要である。

さらに、事業者は方法書の記載事項はもとより以下に述べる事項に十分留意した上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書を作成する必要がある。

1 全般的事項

(1) 事業計画等の見直し

イ 事業区域の大部分が、緑の回廊、保安林、鳥獣保護区等に指定されている地域であるため、事業の実施による動植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このことから、事業区域の大幅な見直しを行うこと。

特に、事業区域に含まれる緑の回廊については、動植物の移動経路として、森林等の連続性が確保される必要があるため、事業区域から除外すること。

ロ 上記のほか、後述の個別的事項により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業区域の見直しを行うこと。

(2) 調査、予測及び評価の手法

イ 調査に当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に実施し、その上で、環境影響を可能な限り定量的な手法を用いて予測及び評価すること。

ロ 事業区域が広範囲であることを理由に、調査精度を落とすことのないよう、最大限配慮すること。

(3) 累積的な影響等

事業区域の近隣で計画されるダム事業や風力発電事業との累積的な環境影響について調査、予測及び評価を行うこと。その結果、影響の回避又は十分な低減ができない場合には風力発電設備等の配置等を検討することとし、その検討経緯を準備書に記載すること。

(4) 地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民、立地する大崎市や加美町及び関係者に対して、環境影響に関する

情報を積極的に提供するとともに、理解を得た上で事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 大気質による影響

事業区域内に住居が存在することから、工事中資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等について、適切に調査、予測及び評価すること。

(2) 騒音、低周波音による影響

建設機械の稼働に係る騒音については、等価騒音レベルによる環境基準を準用した評価に加えて、5%時間率騒音レベルによる特定建設作業に係る騒音の規制基準を準用した評価を行うこと。

(3) 水環境に対する影響

事業区域及びその周辺は、ふるさと宮城の水循環保全条例（平成16年条例第42条）に定める水道水源特定保全地域に指定されているほか、加美町水質保全地域や水源かん養保安林にも指定されている。また、世界農業遺産「大崎耕土」における農業用水の水源としても重要な地域である。

このことから、事業実施による水道水源等に対する影響について適切に調査、予測及び評価し、その結果、影響の回避又は十分な低減ができない場合は、事業計画の見直しを行うこと。

(4) 地形及び地質に対する影響

イ 事業区域には、重要な地形（屏風岩）が存在するため、その区域及びその周辺を事業区域から除外すること。

ロ 事業区域及びその周辺には、土砂流出・崩壊防備保安林、土砂災害危険箇所（土石流危険溪流）及び地すべり地形が存在している。

このことから、事業実施に伴う改変が周辺の土砂災害等を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業区域の見直しを含めて、十分な対策を検討すること。

ハ 尾根筋等の開発に伴う水害や土砂災害の発生による影響等を、防災の観点からも検討すること。

(5) 動物に対する影響

イ 事業区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカ等の生息や渡り鳥の渡りルートが確認されている。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、調査時期や回数、時間帯を適切に検討した上で調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

ロ ツキノワグマのテレメトリー調査は、雌雄、成獣及び亜成獣の各々複数個体について、ブナの豊作年を跨ぐ複数年行うこと。

ハ 地上を歩く両生は虫類を含む動物全般について、工事用車両の通行による轢死等の影響を調査、予測、及び評価すること。

(6) 植物に対する影響

事業区域内には、植生自然度の高い森林がまとまって存在しており、植生及び生態系の保全の重要性が非常に高い地域と考えられることから、事業実施による影響を調査、予測及び評価すること。

(7) 生態系に対する影響

事業区域内には生物多様性の鍵になる重要な地域が含まれているため、生態系に及ぼす影響を適切に調査、予測及び評価すること。

(8) 景観に対する影響

事業区域及びその周辺に存在する、鳴子温泉郷及び鳴子峡からの眺望景観は非常に重要であるとともに、薬菜山及び屏風岩等の重要な景観資源が存在することから、事業実施による景観への重大な影響が懸念される。

このため、景観の調査、予測及び評価に当たっては、以下の点に留意し、眺望景観への影響の回避も含めて検討すること。

イ 鳴子温泉郷及び鳴子峡からの眺望景観について、風力発電設備等の存在による影響を調査、予測及び評価し、その結果を踏まえて影響を回避すること。また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な眺望点となる施設等の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体の意見を踏まえること。

ロ 薬菜山及び屏風岩について、それらがよく撮影される地点を調査し、眺望景観に風力発電設備等を介在させることのないよう、風車の配置、機種選定を検討すること。

ハ 視野角が1度未満であっても、風車の誘目性を考慮し、複合的視点により眺望点の重要性を検討すること。また、現地調査により重要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ法のほか、主要な眺望地点のうち、特に重要と思われる箇所について、動画を作成した上で調査、予測及び評価すること。

ニ 生活圏からの圍繞景観については、その影響を適切に把握するよう、生活の場からも多数の眺望点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

(9) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

イ 事業区域周辺にあるキャンプ場等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に

については、文献だけではなく、地域の専門家等にも聞き取りをした上で選定すること。
また、予測及び評価に当たっては、指標値の設定も含め、適切な手法を用いること。

- ロ 事業区域及びその周辺には、最上海道や世界農業遺産に認定された伝統的水管理が行われる区域のほか、田代キャンプ場、ジャパンエコトラックのルートが存在しており、アウトドアイベントも開催されていることから、これらの人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響を適切に調査、予測及び評価すること。

(10) 廃棄物の減量化及び再資源化の推進

事業実施により発生する廃棄物については、建設工事から事業終了後の設備撤去工事に至るまでに発生する種類や量について予測し、再生利用等の適正な処理方法について検討すること。

(11) 放射線の量

イ 土壤の放射性物質濃度の調査に当たっては、風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路を含む調査地点を設定し、可能な限り表層から検体を採取した上で、測定を行うこと。

- ロ 土壤の攪乱に伴うホットスポットの形成や放射性物質の流出等による水環境、土壤及び農作物等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。